

平成30年度大学等入学時奨学金奨学生募集要項

【明治維新150周年記念特別枠・地方創生枠・一般枠】

公益財団法人鹿児島県育英財団

目 次

(ページ)

平成30年度大学等入学時奨学金奨学生募集要項【明治維新150周年記念特別枠】	1
平成30年度大学等入学時奨学金奨学生募集要項【地方創生枠】	4
平成30年度大学等入学時奨学金奨学生募集要項【一般枠】	8
別紙1 認定所得金額の算定方法・収入基準額 【明治維新150周年記念特別枠・一般枠】	11
別紙2 認定所得金額の算定方法・収入基準額 【地方創生枠】	14
別紙様式1 大学等入学時奨学金貸与申請書 【大学・短期大学進学希望者用】	17
別紙様式1 大学等入学時奨学金貸与申請書 【専修学校(専門課程)進学希望者用】	19
別紙様式2 大学等進学志望理由書 【明治150周年記念特別枠】	21
別紙様式3 大学等入学時奨学金【明治150周年記念特別枠】推薦書	22
別紙様式4 借用証書・奨学金返還明細書	23
別紙様式5 長期療養による年間支出額(裏面:領収書貼付欄)	24
別紙様式6 単身赴任等に伴う年間支出額(裏面:領収書貼付欄)	26
【参考様式】調査書	28
学校コード一覧	30
住所コード一覧	31

平成30年度大学等入学時奨学金奨学生募集要項

【明治維新150周年記念特別枠】

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 趣旨

この奨学制度は、経済的理由によって大学、短期大学、専修学校（2年以上の専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）へ進学することが困難な高校生等のうち、特に学業成績が優れている者を支援するため、入学時に必要な費用相当額の奨学金を貸与（実質給付）するものである。

2 募集人員、貸与額及び貸与時期等

- (1) 募集人員 100人程度
- (2) 貸与額 80万円（一括振込）
- (3) 貸与時期 平成29年10月下旬から平成30年4月下旬までに設定された送金日のいずれか
※ 大学等の合格通知書等の必要書類が、当財団に届いた日以降の送金日に、随時、奨学金を送金する。
- (4) その他 鹿児島県が実施する、返還免除の制度が設けられている修学資金等との重複貸与はできない。
例) ・ へき地等勤務医師等修学資金
・ 県看護職員等修学資金
・ 鹿児島県獣医師確保対策修学資金

3 他の募集枠への併願

別に募集する大学等入学時奨学金「地方創生枠」及び「一般枠」に併願することができる。

4 返還免除

採用候補者となった者が、第14項に記載の正式採用決定に必要な在学証明書等を提出し、当財団が大学等への入学を確認した時点で全額免除とする。

5 応募資格等

平成30年4月に大学等(注)へ入学しようとする者で、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者

- (1) 鹿児島県内の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1～3学年)、専修学校(高等課程)(以下「高等学校等」という。)に在学する者又は平成28年3月以降に卒業した者
- (2) 鹿児島県外の高等学校等に在学する者又は平成28年3月以降に卒業した者(県内に生活の本拠を有する者の子等で、県内の中学校、義務教育学校又は特別支援学校の中等部(以下「中学校等」という。)を卒業した者に限る。)

(注) 放送大学、大学及び短期大学の通信教育学部、職業能力開発訓練校等、文部科学省管轄外の学校、海外の大学等は対象外とする。

6 応募基準

第7項の推薦基準を満たし、家計支持者（父及び母又はこれに代わって家計を支えている者）の前年の所得金額から、特別控除額（家族構成、兄弟等の就学状況等により異なる。）を差し引いた金額が、別に定める収入基準額（**別紙1参照**）以下であること。

7 推薦基準

学ぶ意欲が高く、上級学校への進学の目的が明確で、次の(1)、(2)の要件を満たす者

- (1) 高等学校1年生から2年生（既卒者は全学年）までの相当学年の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で概ね4.5以上であること。
- (2) 学業成績が特に優れていると学校長が認める者で、将来社会の様々な場面において、真のリーダーとして活躍することが期待できる者

8 推薦の手続

学校長は、申請者から提出された申請書類等を審査の上、基準を満たす者について、必要な書類を添付して推薦すること。

9 提出書類等

申請者は、在学する、又は卒業した高等学校等を通じて、応募書類を提出すること。
なお、申請者から高等学校等への提出期限は、各高等学校等が定めた日とする。

- (1) 申請者全員が提出するもの

ア 大学等入学時奨学金貸与申請書（**別紙様式1**）

イ 父及び母又はこれに代わって家計を支えている者の「市町村長発行の平成29年度（平成28年分）所得額課税額証明書」（収入額と市町村民税・県民税の額が記載されていること。）

※ 特別控除を受けようとする者は、その事由を証する書類を添付

※ 平成29年度の所得額課税額証明書は、平成29年6月以降に発行される。

ウ 大学等進学志望理由書（**別紙様式2**）

- (2) 申請者のうち、県外の高等学校等に在学する者又は卒業した者が提出するもの

ア 県内出身中学校等の卒業証明書

イ 父母等の住民票 ※ マイナンバーの記載のないもの

- (3) 高等学校等が作成するもの

ア 調査書（高等学校1年生から2年生（既卒者は全学年）までの相当学年が対象）
（**参考様式**）

※ 大学入学者選抜等に提出する、学校作成の様式で可

イ 大学等入学時奨学金貸与推薦者総括票 ※ 奨学金申請システムから出力

ウ 大学等入学時奨学金貸与推薦者一覧 ※ 奨学金申請システムから出力

エ 大学等入学時奨学金【明治維新150周年記念特別枠】推薦書（**別紙様式3**）

オ 奨学金申請システムへの入力データ（メール、CD等で提出すること。）

- (4) 高等学校等から育英財団への提出期限

平成29年7月7日（金）※必着（申請書類等を取りまとめの上、提出する。）

10 選考の方法

書類審査の上、奨学生選考委員会に諮って、採用候補者を決定する。

11 採用候補者の決定及び通知等

選考の結果は、平成29年9月中旬に学校長を経て本人に通知するとともに、奨学金の貸与の詳細についても併せて案内する。

なお、その際、奨学金の送金先口座として、鹿児島銀行の本人名義普通預金口座（貯蓄預金口座は不可）が必要となるので、準備をしておくこと。

12 補欠採用候補者の決定及び通知等

採用候補者とならなかった者の中から、補欠採用候補者を選考し、通知する。

なお、欠員が生じた場合は繰上採用とし、平成30年4月中旬までに通知する。

13 奨学金の送金

採用候補者のうち、大学等の合格通知書等を提出した者について、奨学金を一括で送金する。

14 採用の決定及び通知等

採用候補者のうち、入学した大学等が発行する在学証明書（証明日平成30年5月1日以降）を平成30年5月末日までに提出した者について、正式に採用を決定し、通知する。

なお、指定する期限までに在学証明書が提出されなかった場合や、大学等に入学しなかった場合は、貸与を受けた奨学金を即時、一括返還することになり、別途指定する借用証書の提出を求める場合があるので注意すること。

15 応募書類の提出先及び連絡先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁17階）

公益財団法人鹿児島県育英財団

TEL 099-286-5244

FAX 099-286-5229

<http://www.kagoshima-ikuei.jp>

平成30年度大学等入学時奨学金奨学生募集要項

【地方創生枠】

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 趣旨

この奨学制度は、大学、短期大学、専修学校（2年以上の専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）へ進学する意識が高く、将来、鹿児島県において活躍することが期待できる優秀な人材を育成するため、大学等への入学時に必要な費用相当額の奨学金を貸与するものである。

2 募集人員、貸与額及び貸与時期等

- (1) 募集人員 大学・短期大学 270人程度
専修学校（2年以上の専門課程） 30人程度
- (2) 貸与額 80万円（一括振込）
- (3) 貸与時期 平成29年10月下旬から平成30年4月下旬までに設定された送金日のいずれか
※ 大学等の合格通知書等の必要書類が、当財団に届いた日以降の送金日に、随時、奨学金を送金する。
- (4) その他 鹿児島県が実施する、返還免除の制度が設けられている修学資金等との重複貸与はできない。
- 例）

・	へき地等勤務医師等修学資金
・	県看護職員等修学資金
・	鹿児島県獣医師確保対策修学資金

3 他の募集枠等への併願

- (1) 別に募集する大学等入学時奨学金「一般枠」の要件を満たす者は、「一般枠」に併願することができる。
- (2) 別に募集する「大学等奨学金返還支援候補者募集」との併願はできるが、同制度の支援候補者に認定された者は、この大学等入学時奨学金（地方創生枠）では採用されない。

4 奨学金の返還

- (1) 奨学金は貸与制（無利息）であり、返還の義務がある。
- (2) 返還開始時期は、大学等に入学後6か月経過後（7か月目）からとする。
- (3) 貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還することとする。

返還総額	返還回数（期間）	月賦返還額
800,000円	120回（10年）以内	6,700円以上

※ 全額又は一部繰上返還をすることが可能である。

- (4) 正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、年率5パーセントの延滞利息を支払うことになる。
- (5) 次の場合は、申請により奨学金返還の履行期限を猶予することができる。
- ア 大学等に入学後6か月を経過したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
- イ 他の学校等へ入学したときから（上級学校へ入学したときから）退学又は卒業後6か月までの期間
- ウ 大学等卒業後、7ページに記載する「大学等入学時奨学金（地方創生枠）返還免除要件」に該当した場合で、鹿児島県内に居住及び就業している3年間。ただし、1年ごとに猶予申請の手続を行う必要がある。

エ 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

5 返還免除

「大学等入学時奨学金（地方創生枠）返還免除要件」に該当した場合は、申請により、貸与した大学等入学時奨学金全額の返還を免除する。ただし、免除要件を満たし、返還免除の申請をする前に返還をした奨学金は返金しない。

6 応募資格等

平成30年4月に大学等(注)へ入学しようとする者で、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者

(1) 鹿児島県内の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1～3学年)、専修学校(高等課程)(以下「高等学校等」という。)に在学する者又は平成28年3月以降に卒業した者

(2) 鹿児島県外の高等学校等に在学する者又は平成28年3月以降に卒業した者(県内に生活の本拠を有する者の子等で、県内の中学校、義務教育学校又は特別支援学校の中等部(以下「中学校等」という。)を卒業した者に限る。)

※ 高等学校卒業程度認定試験合格者(見込みを含む。)の応募資格等については、別途、第16項の連絡先へ問い合わせること。

(注) 放送大学、大学及び短期大学の通信教育学部、職業能力開発訓練校等文部科学省管轄外の学校、海外の大学等は対象外とする。

7 応募基準

第8項の推薦基準を満たし、家計支持者(父及び母又はこれに代わって家計を支えている者)の前年の所得金額から、特別控除額(家族構成、兄弟等の就学状況等により異なる。)を差し引いた金額が、別に定める収入基準額(**別紙2参照**)以下であること。

8 推薦基準

学ぶ意欲が高く、上級学校への進学が明確で、次の(1)、(2)の要件を満たす者

(1) 高等学校1年生から2年生(既卒者は全学年)までの相当学年の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で概ね4.5以上であること。

(2) 大学等卒業後、鹿児島県内に居住、就業し、本県の地域振興や産業の活性化に貢献することが期待できる者。ただし、応募時点では、鹿児島県内に居住、就業する意志が明確でない場合であっても推薦することができる。

9 推薦の手続

学校長は、申請者から提出された申請書類等を審査の上、基準を満たす者について、必要な書類を添付して推薦すること。

10 提出書類等

申請者は、在学する、又は卒業した高等学校等を通じて、応募書類を提出すること。なお、申請者から高等学校等への提出期限は、各高等学校等が定めた日とする。

(1) 申請者全員が提出するもの

ア 大学等入学時奨学金貸与申請書(**別紙様式1**)

イ 父及び母又はこれに代わって家計を支えている者の「市町村長発行の平成29年度(平成28年分)所得額課税額証明書」(収入額と市町村民税・県民税の額が記載されていること。)

※ 特別控除を受けようとする者は、その事由を証する書類を添付

※ 平成29年度の所得額課税額証明書は、平成29年6月以降に発行される。

(2) 申請者のうち、県外の高等学校等に在学する者又は卒業した者が提出するもの

ア 県内出身中学校等の卒業証明書

イ 父母等の住民票 ※ マイナンバーの記載のないもの

(3) 高等学校等が作成するもの

ア 調査書（高等学校1年生から2年生（既卒者は全学年）までの相当学年が対象）
（参考様式）

※ 大学入学者選抜等に提出する，学校作成の様式で可

イ 大学等入学時奨学金貸与推薦者総括票 ※ 奨学金申請システムから出力

ウ 大学等入学時奨学金貸与推薦者一覧 ※ 奨学金申請システムから出力

エ 奨学金申請システムへの入力データ（メール，CD等で提出すること。）

(4) 高等学校等から育英財団への提出期限

平成29年7月7日（金）※必着（申請書類等を取りまとめの上，提出する。）

11 選考の方法

書類審査の上，奨学生選考委員会に諮って，採用候補者を決定する。

12 採用候補者の決定及び通知等

選考の結果は，平成29年9月中旬に学校長を経て本人に通知するとともに，奨学金の貸与及び返還手続等の詳細についても併せて案内する。

なお，その際，奨学金の送金先口座として，鹿児島銀行の本人名義普通預金口座（貯蓄預金口座は不可）が必要となるので，準備をしておくこと。

13 補欠採用候補者の決定及び通知等

採用候補者にならなかった者の中から，補欠採用候補者を選考し，通知する。

なお，欠員が生じた場合は繰上採用とし，平成30年4月中旬までに通知する。

14 奨学金の送金

採用候補者のうち，大学等の合格通知書等を提出した者について，奨学金を一括で送金する。

また，奨学金の貸与に当たり，後日，借用証書（別紙様式4）の提出が必要となる。このため，借用証書に必要となる第一・第二連帯保証人について，事前に関係者間で奨学金返還に関する共通した認識を持っておくこと。

15 採用の決定及び通知等

採用候補者のうち，入学した大学等が発行する在学証明書（証明日平成30年5月1日以降）を平成30年5月末日までに提出した者について，正式に採用を決定し，通知する。

なお，指定する期限までに在学証明書が提出されなかった場合や，採用候補となった奨学金の対象校種以外に入学した場合（例：「大学・短期大学」の採用候補者となった者が，「専修学校（2年以上の専門課程）」へ入学した場合等）は，貸与を受けた奨学金を即時，一括返還することになるので注意すること。

16 応募書類の提出先及び連絡先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁17階）

公益財団法人鹿児島県育英財団

TEL 099-286-5244

FAX 099-286-5229

<http://www.kagoshima-ikuei.jp>

大学等入学時奨学金（地方創生枠）返還免除要件

大学等入学時奨学金（地方創生枠）で採用された次の者については、申請により、貸与した大学等入学時奨学金全額の返還を免除する。ただし、免除要件を満たし、返還免除の申請をする前に返還をした奨学金は返金しない。

大学等卒業後、6か月以内に次の①及び②に該当し、その状況が3年間継続している者

① 鹿児島県の発展に寄与する産業分野に就業すること。

就業は、以下の要件のいずれかを満たし、企業等に就業する者については、正規雇用（期間の定めのない契約により雇用される者で、労働時間が通常の労働者の4分の3以上である者）であること。

なお、公務員として採用された場合は、免除対象外とする。

ア 県内に本社を有する企業等に雇用されている者

イ 鹿児島県外（以下「県外」という。）に本社を有する企業等の県内支店に採用されている者

ウ 県内で個人事業（農業・営業など）を営み、確定申告をしている者又は申告書において事業専従者として記載されている者

エ 県内の個人事業者に雇用されている者

オ 県内に法人を設立・経営している者

② 県内に居住していること。ただし、県内に本社を有する企業等に就業した場合で、県外の支店等勤務により、やむなく県外に居住せざるを得ない場合を除く。

※ 県内に居住、就業後、3年を経過する日までに、無職期間の発生又は県外に転居した場合は、原則として免除対象外とする。

平成30年度大学等入学時奨学金奨学生募集要項

【一般枠】

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 趣旨

この奨学制度は、経済的理由によって大学、短期大学、専修学校（2年以上の専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）へ進学することが困難な高校生等を支援するため、入学時に必要な費用相当額の奨学金を貸与するものである。

2 募集人員、貸与額及び貸与時期

- (1) 募集人員 大学・短期大学 400人程度
専修学校（2年以上の専門課程） 100人程度
- (2) 貸与額 80万円（一括振込）
- (3) 貸与時期 平成29年10月下旬から平成30年4月下旬までに設定された送金日のいずれか
※ 大学等の合格通知書等の必要書類が、当財団に届いた日以降の送金日に、随時、奨学金を送金する。

3 奨学金の返還

- (1) 奨学金は貸与制（無利息）であり、返還の義務がある。
- (2) 返還開始時期は、大学等に入学後6か月経過後（7か月目）からとする。
- (3) 貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還することとする。

返還総額	返還回数（期間）	月賦返還額
800,000円	120回（10年）以内	6,700円以上

※ 全額又は一部繰上返還をすることが可能である。

- (4) 正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、年率5パーセントの延滞利息を支払うことになる。
- (5) 次の場合は、申請により奨学金返還の履行期限を猶予することができる。
 - ア 大学等に入学後6か月を経過したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
 - イ 他の学校等へ入学したときから（上級学校へ入学したときから）退学又は卒業後6か月までの期間
 - ウ 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

4 応募資格等

平成30年4月に大学等(注)へ入学しようとする者で、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者

- (1) 鹿児島県内の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1～3学年)、専修学校(高等課程)(以下「高等学校等」という。)に在学する者又は平成28年3月以降に卒業した者
- (2) 鹿児島県外の高等学校等に在学する者又は平成28年3月以降に卒業した者(県内に生活の本拠を有する者の子等で、県内の中学校、義務教育学校又は特別支援学校の中等部(以下「中学校等」という。)を卒業した者に限る。)

※ 高等学校卒業程度認定試験合格者(見込みを含む。)の応募資格等については、別途、第14項の連絡先へ問い合わせること。

(注) 放送大学、大学及び短期大学の通信教育学部、職業能力開発訓練校等文部科学省管轄外の学校、海外の大学等は対象外とする。

5 応募基準

第6項の推薦基準を満たし、家計支持者（父及び母又はこれに代わって家計を支えている者）の前年の所得金額から、特別控除額（家族構成、兄弟等の就学状況により異なる。）等を差し引いた金額が、別に定める収入基準額（別紙1参照）以下であること。

6 推薦基準

学ぶ意欲が高く、上級学校への進学が明確で、次の(1)、(2)の要件を満たす者

- (1) 高等学校1年生から2年生（既卒者は全学年）までの相当学年の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること。
- (2) 奨学金返還の義務を理解できる者であり、大学等を卒業後、社会人としての自覚と責任を持ち、社会に対して貢献することが期待できる者

7 推薦の手続

学校長は、申請者から提出された申請書類等を審査の上、基準を満たす者について、必要な書類を添付して推薦すること。

8 提出書類等

申請者は、在学する、又は卒業した高等学校等を通じて、応募書類を提出すること。
なお、申請者から高等学校等への提出期限は、各高等学校等が定めた日とする。

- (1) 申請者全員が提出するもの

ア 大学等入学時奨学金貸与申請書（別紙様式1）

イ 父及び母又はこれに代わって家計を支えている者の「市町村長発行の平成29年度（平成28年分）所得額課税額証明書」（収入額と市町村民税・県民税の額が記載されていること。）

※ 特別控除を受けようとする者は、その事由を証する書類を添付

※ 平成29年度の所得額課税額証明書は、平成29年6月以降に発行される。

- (2) 申請者のうち、県外の高等学校等に在学する者又は卒業した者が提出するもの

ア 県内出身中学校等の卒業証明書

イ 父母等の住民票 ※ マイナンバーの記載のないもの

- (3) 高等学校等が作成するもの

ア 調査書（高等学校1年生から2年生（既卒者は全学年）までの相当学年が対象）
（参考様式）

※ 大学入学者選抜等に提出する、学校作成の様式で可

イ 大学等入学時奨学金貸与推薦者総括票 ※ 奨学金申請システムから出力

ウ 大学等入学時奨学金貸与推薦者一覧 ※ 奨学金申請システムから出力

エ 奨学金申請システムへの入力データ（メール、CD等で提出すること。）

- (4) 高等学校等から育英財団への提出期限

平成29年7月7日（金）※必着（申請書類等を取りまとめの上、提出する。）

9 選考の方法

書類審査の上、奨学生選考委員会に諮って、採用候補者を決定する。

10 採用候補者の決定及び通知等

選考の結果は、平成29年9月中旬に学校長を経て本人に通知するとともに、奨学金の貸与及び返還手続等の詳細についても併せて案内する。

なお、その際、奨学金の送金先口座として、鹿児島銀行の本人名義普通預金口座（貯蓄預金口座は不可）が必要となるので、準備をしておくこと。

11 補欠採用候補者の決定及び通知等

採用候補者にならなかった者の中から、補欠採用候補者を選考し、通知する。
なお、欠員が生じた場合は繰上採用とし、平成30年4月中旬までに通知する。

12 奨学金の送金

採用候補者のうち、大学等の合格通知書等を提出した者について、奨学金を一括で送金する。

また、奨学金の貸与に当たり、後日、借用証書（別紙様式4）の提出が必要となる。
このため、借用証書に必要な第一・第二連帯保証人について、事前に関係者間で奨学金返還に関する共通した認識を持っておくこと。

13 採用の決定及び通知等

採用候補者のうち、入学した大学等が発行する在学証明書（証明日平成30年5月1日以降）を平成30年5月末日までに提出した者について、正式に採用を決定し、通知する。

なお、指定する期限までに在学証明書が提出されなかった場合や、採用候補となった奨学金の対象校種以外に入学した場合（例：「大学・短期大学」の採用候補者となった者が、「専修学校（2年以上の専門課程）」へ入学した場合等は、貸与を受けた奨学金を即時、一括返還することになるので注意すること。

14 応募書類の提出先及び連絡先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁17階）

公益財団法人鹿児島県育英財団

TEL 099-286-5244

FAX 099-286-5229

<http://www.kagoshima-ikuei.jp>

別紙 1

認定所得金額の算定方法・収入基準額

【明治維新150周年記念特別枠，一般枠】

大学等入学時奨学金（明治維新150周年記念特別枠，一般枠）の応募にあたっては，次のⅠ，Ⅱで算定される「所得金額」及び「特別控除額」をもとに算出するⅢの認定所得金額が，0万円以下でなければならない。

Ⅰ 所得金額の算定方法

所得金額とは，1年間の収入金額から必要経費を控除した金額をいい，父母等の所得の種類に応じて，以下の1～3の方法でそれぞれ算定する。

1 給与所得の場合

所得金額 = 「年間収入金額」－ 下表により算出した控除額

- ・ 年間収入金額は，所得額課税額証明書における収入金額の万円未満を切り捨てた額とする。
- ・ 次の①～⑦は，すべて給与所得として取り扱い，所得額課税額証明書の収入金額に算入されていない収入がある場合は，それらもすべてこの収入金額に合算し，万円未満を切り捨てて年間収入金額を算出する。

① 俸給，給与，賞与 ② 賃金 ③ 役員報酬 ④ 歳費	⑤ 専従者給与 ⑥ 年金（恩給，老齢年金，遺族年金等） ⑦ 扶助費・疾病手当
--------------------------------------	--
- ・ 父母等の一方のみが給与所得者の場合の控除額は，算定式（A）を適用する。
- ・ 父母等双方が給与所得者の場合の控除額は，主たる家計支持者（収入金額が多い方）には算定式（A）を適用し，従たる家計支持者（収入金額が少ない方）には算定式（B）を適用する。
- ・ 算出された控除額は，万円未満を四捨五入した額を適用する。

算定式（A）

年間収入金額	控 除 額
0万円 ～ 297万円	年間収入金額と同額
298万円 ～ 400万円	年間収入金額×0.2+238万円
401万円 ～ 781万円	年間収入金額×0.3+198万円
782万円 ～	432万円

算定式（B）

年間収入金額	控 除 額
0万円 ～ 65万円	年間収入金額と同額
66万円 ～ 162万円	65万円
163万円 ～ 180万円	年間収入金額×0.4
181万円 ～ 360万円	年間収入金額×0.3+18万円
361万円 ～ 660万円	年間収入金額×0.2+54万円
661万円 ～ 1,000万円	年間収入金額×0.1+120万円
1,001万円 ～ 1,500万円	年間収入金額×0.05+170万円
1,501万円 ～	245万円

（注）同一人で2つ以上の給与所得がある場合は，各収入金額を合計し，万円未満を切り捨てた額を年間収入金額とする。

2 給与所得以外の場合

所得額課税額証明書に証明された所得額の万円未満を切り捨てた額を所得金額とする。

3 同一人で給与所得と給与以外の所得がある場合

給与所得については上記1により，給与以外の所得は上記2により算出し，その合計額を所得金額とする。

Ⅱ 特別控除額の算定方法

特別控除額は、次の「特別控除額表」の事由に対応する控除額を合計した額とする。

【特別控除額表】

区分	事 由	特 別 控 除 額				必要な書類
世帯を 対象と する 						

(注1) 事由(2)の控除には、申込者本人分は含めない。また、「大学」には、短期大学、大学院を含む。

(注2) 事由(3)、(4)及び(6)に該当する世帯は、それを証する書類又は写しを添付する。

(注3) 就学者控除の特例

子ども(就学者、就学前の子)が2人を超える世帯については、その超える人数に申込者本人に係る特別控除額(一律74万円)を乗じた額をさらに控除できる。

(例) 子ども3人の場合→〔(3人－2人)×74万円〕＝74万円の控除を受けられる。

Ⅲ 認定所得金額の算定方法

認定所得金額は、前記Ⅰの所得金額(父母等の所得金額合計)から前記Ⅱの特別控除額を控除した金額とする。

Ⅲ 認定所得金額	=	Ⅰ 所得金額(父母等の所得金額合計)	－	Ⅱ 特別控除額
----------	---	--------------------	---	---------

IV 収入基準額

前記Ⅲで算定した認定所得金額が0万円以下であれば、応募基準を満たしていることになる。

$$\text{Ⅰ 所得金額(父母等の所得金額合計)} - \text{Ⅱ 特別控除額} = \text{Ⅲ 認定所得金額} \leq 0\text{万円}$$

V 所得に関する証明書等

同一世帯員のうち保護者（父母等）は、次に示す所得区分に応じて必要な個人ごとの証明書等を添付する。

（注）父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を一とし、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりとする。

- ① 父母が共にいる場合は、父母両方
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母
- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計を支えている者

区 分	必 要 な 証 明 書 等
1 給与所得又は事業所得等がある場合	◆ 平成29年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成28年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) (注) 収入額及び所得額と、市町村民税・県民税の額がわかる所得額課税額証明書の提出が必要
2 年金所得等がある場合	◆ 平成29年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成28年1月～12月までの年金額等を証明するもの) ※ 非課税となる年金(障害年金・遺族年金等)を受給している場合は次のいずれかの証明書を添付すること。 ◆ 平成28年中に発行された年金額改定通知書(写し)又は平成28年中に発行された振込通知書(写し) ◆ 年金証書(写し)(平成28年分の支給額が記入されているものに限る。)
3 失業中の場合 (平成28年中に就労していたが、応募時において失業中の場合)	◆ 平成29年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成28年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) ※ 次のいずれかの証明書を添付すること。 (1) 雇用保険を受給している場合 ◆ 雇用保険受給資格者証(写し)【ハローワーク発行】 (2) (1)以外の場合 ◆ 無職無収入証明書(原本) 【居住地区の民生委員が発行する無職無収入証明書又は調査結果】 (注) 奨学金貸与申請書の特記事項欄に事実の生じた年月日と理由を記入すること。
4 収入が著しく減少した場合 (平成28年中に就労していたが、申込までの間に再就職等により収入が著しく減少した場合)	◆ 平成29年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成28年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) ◆ 申請時から向こう1年間の収入見込額がわかる証明書【会社発行等】
5 1～4以外の場合 (平成28年1月から引き続き無職無収入である場合)	◆ 平成29年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成28年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの)

別紙 2

認定所得金額の算定方法・収入基準額

【地方創生枠】

大学等入学時奨学金（地方創生枠）の応募にあたっては、次のⅠ、Ⅱで算定される「所得金額」及び「特別控除額」をもとに算出するⅢの認定所得金額が、Ⅳの収入基準以下でなければならない。

Ⅰ 所得金額の算定方法

所得金額とは、1年間の収入金額から必要経費を控除した金額をいい、父母等の所得の種類に応じて、以下の1～3の方法でそれぞれ算定する。

1 給与所得の場合

所得金額 ＝ 「年間収入金額」－ 下表により算出した控除額

- ・ 年間収入金額は、所得額課税額証明書における収入金額の万円未満を切り捨てた額とする。
- ・ 次の①～⑦は、すべて給与所得として取り扱い、所得額課税額証明書の収入金額に算入されていない収入がある場合は、それらもすべてこの収入金額に合算し、万円未満を切り捨てて年間収入金額を算出する。

① 俸給、給与、賞与 ② 賃金 ③ 役員報酬 ④ 歳費	⑤ 専従者給与 ⑥ 年金（恩給、老齢年金、遺族年金等） ⑦ 扶助費・疾病手当
--------------------------------------	--
- ・ 父母等の一方のみが給与所得者の場合の控除額は、算定式（A）を適用する。
- ・ 父母等双方が給与所得者の場合の控除額は、主たる家計支持者（収入金額が多い方）には算定式（A）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）には算定式（B）を適用する。
- ・ 算出された控除額は、万円未満を四捨五入した額を適用する。

算定式（A）

年間収入金額	控 除 額
0万円 ～ 297万円	年間収入金額と同額
298万円 ～ 400万円	年間収入金額×0.2+238万円
401万円 ～ 781万円	年間収入金額×0.3+198万円
782万円 ～	432万円

算定式（B）

年間収入金額	控 除 額
0万円 ～ 65万円	年間収入金額と同額
66万円 ～ 162万円	65万円
163万円 ～ 180万円	年間収入金額×0.4
181万円 ～ 360万円	年間収入金額×0.3+18万円
361万円 ～ 660万円	年間収入金額×0.2+54万円
661万円 ～ 1,000万円	年間収入金額×0.1+120万円
1,001万円 ～ 1,500万円	年間収入金額×0.05+170万円
1,501万円 ～	245万円

（注）同一人で2つ以上の給与所得がある場合は、各収入金額を合計し、万円未満を切り捨てた額を年間収入金額とする。

2 給与所得以外の場合

所得額課税額証明書に証明された所得額の万円未満を切り捨てた額を所得金額とする。

3 同一人で給与所得と給与以外の所得がある場合

給与所得については上記1により、給与以外の所得は上記2により算出し、その合計額を所得金額とする。

Ⅱ 特別控除額の算定方法

特別控除額は、次の「特別控除額表」の事由に対応する控除額を合計した額とする。

【特別控除額表】

区分	事 由		特 別 控 除 額				必要な書類
世帯を 対象と する 控 除	(1) 母子・父子世帯		4 9 万円				
	(2) 就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生 1 人につき)		小 学 校	3 1 万円			
			中 学 校	4 6 万円			
					自 宅 通 学	自宅外通学	
			高 等 学 校	国公立	3 9 万円	6 9 万円	
				私 立	8 8	1 1 8	
			高等専門学校 1～3年次	国公立	3 9	6 9	
				私 立	8 8	1 1 8	
			高等専門学校 4～5年次	国公立	4 3	7 2	
				私 立	8 7	1 1 6	
			大 学	国公立	7 4	1 2 1	
	私 立	1 3 3		1 8 0			
	専修学校		高等 課程	国公立	3 9	6 9	
				私 立	8 8	1 1 8	
			専門 課程	国公立	3 6	8 1	
				私 立	1 0 2	1 4 7	
(3) 障害のある人のいる世帯		障害のある人（1 級～3 級） 1 人につき 9 9 万円				障害者手帳(写し) 又は療育手帳(写し)	
(4) 現在長期療養者のいる世帯		療養のため経常的に特別な支出をしている年間 金額（申請時から過去 1 年分）				医師等の診断書(原 本)，別紙様式 8 及 び領収書(写し)	
(5) 主たる家計支持者が別居して いる世帯		別居のため特別に支出している年間金額 ただし， 7 1 万円を上限とする				別紙様式 9 及び直 近 4 か月分の領収 書(写し)	
(6) 震災，風水害，火災その他の 災害又は盗難等の被害を受けた 世帯		日常生活を営むために必要な資材又は生活費を 得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等) に被害があつて，将来長期にわたって，支出増 又は収入減になると認められる年間金額				り災証明書(写し) 及び被害額を証明 する書類	
本人を対象とする控除 B		7 4 万円					

(注 1) 事由(2)の控除には、申込者本人分は含めない。また、「大学」には、短期大学、大学院を含む。

(注 2) 事由(3)、(4)及び(6)に該当する世帯は、それを証する書類又は写しを添付する。

(注 3) 就学者控除の特例

子ども(就学者、就学前の子)が 2 人を超える世帯については、その超える人数に申込者本人に係る特別控除額(一律 74 万円)を乗じた額をさらに控除できる。

(例) 子ども 3 人の場合→〔(3 人－2 人)×74 万円〕＝74 万円の控除を受けられる。

Ⅲ 認定所得金額の算定方法

認定所得金額は、前記Ⅰの所得金額(父母等の所得金額合計)から前記Ⅱの特別控除額を控除した金額とする。

Ⅲ 認定所得金額	=	Ⅰ 所得金額(父母等の所得金額合計)	－	Ⅱ 特別控除額
----------	---	--------------------	---	---------

IV 収入基準額

収入基準額は、次の「収入基準額表」の世帯人員（申込者本人を含む。）に対応する額とする。

【収入基準額表】

区 分		収 入 基 準 額
世帯人員	1 人	2 8 6 万円
	2 人	4 5 5
	3 人	5 2 7
	4 人	5 7 2
	5 人	6 1 7
	6 人	6 5 0
	7 人	6 7 7

（注）世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに27万円を7人の収入基準額（677万円）に加算する。

前記Ⅲで算定した認定所得金額が収入基準額以下であれば、応募基準を満たしていることになる。

I 所得金額（父母等の所得金額合計） - II 特別控除額 = III 認定所得金額 ≤ IV 収入基準額

V 所得に関する証明書等

同一世帯員のうち保護者（父母等）は、次に示す所得区分に応じて必要な個人ごとの証明書等を添付する。

（注）父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を一とし、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりとする。

- ① 父母が共にいる場合は、父母両方
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母
- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計を支えている者

区 分	必 要 な 証 明 書 等
1 給与所得又は事業所得等がある場合	◆ 平成29年度所得額課税額証明書（原本）【市町村役場発行】 （平成28年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの） （注）収入額及び所得額と、市町村民税・県民税の額がわかる所得額課税額証明書の提出が必要
2 年金所得等がある場合	◆ 平成29年度所得額課税額証明書（原本）【市町村役場発行】 （平成28年1月～12月までの年金額等を証明するもの） ※ 非課税となる年金（障害年金・遺族年金等）を受給している場合は次のいずれかの証明書を添付すること。 ◆ 平成28年中に発行された年金額改定通知書（写し）又は平成28年中に発行された振込通知書（写し） ◆ 年金証書（写し）（平成28年分の支給額が記入されているものに限る。）
3 失業中の場合 （平成28年中に就労していたが、応募時に いて失業中の場合）	◆ 平成29年度所得額課税額証明書（原本）【市町村役場発行】 （平成28年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの） ※ 次のいずれかの証明書を添付すること。 (1) 雇用保険を受給している場合 ◆ 雇用保険受給資格者証（写し）【ハローワーク発行】 (2) (1)以外の場合 ◆ 無職無収入証明書（原本） 【居住地区の民生委員が発行する無職無収入証明書又は調査結果】 （注）奨学金貸与申請書の特記事項欄に事実の生じた年月日と理由を記入すること。
4 収入が著しく減少した場合 （平成28年中に就労していたが、申込までの間に 再就職等により収入が著しく減少した場合）	◆ 平成29年度所得額課税額証明書（原本）【市町村役場発行】 （平成28年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの） ◆ 申請時から向こう1年間の収入見込額がわかる証明書【会社発行等】
5 1～4以外の場合 （平成28年1月から引き続き無職無収入である 場合）	◆ 平成29年度所得額課税額証明書（原本）【市町村役場発行】 （平成28年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの）

大 学 等 入 学 時 奨 学 金 貸 与 申 請 書

※ 奨学金申込種別		1 明治維新150周年記念特別枠（併願希望 ☐ 地方創生枠 ☐ 一般枠） 2 地方創生枠（併願希望 ☐ 一般枠） 3 一般枠 ※ 別に募集する「大学等奨学金返還支援候補者」への応募（ ☐ 有 ☐ 無） 〔注〕地方創生枠の応募者が、「大学等奨学金返還支援候補者」に認定された場合、地方創生枠では採用されません。（重複採用不可）											
学校名	※ 全・定・通					学 校 コード						学 科 名	
卒業年月	平成	年	月	※（卒業・卒業見込）			本人携帯電話		— —				
氏 名	フリガナ					※ 性 別	1 男	生 年 月 日	元号	年	月	日	
							2 女		平成				
保 護 者 住 所	〒					(フリガナ)							
	住 所												
	アパート名 (マンション) 部屋番号						携帯電話	— —					
						固定電話	— —						
進 学 希 望 校	第 一 希 望					第 二 希 望							
						※ 国公立・私立					※ 国公立・私立		
	学部（群） 科（類） ※ 昼・夜					学部（群） 科（類） ※ 昼・夜							
大学等入学から卒業までの正規の修学期間						平成30年 4月から平成 年 3月まで（ 年間）							
同一生計の家族状況（別居者の番号を○で囲み、専修学校在学中の者については高等・専門課程の別を明記。）													
別 居 者 に ○	本人との 続柄	氏 名	年齢	所得の種類	在 学 学 校			※ 生徒・学 生の通学 状況	現在受けて いる又は予 約している 奨学金の団 体名				
					※ 設 置 別	学 校 名	学 年						
	1 父				—	—	—	—	—				
	2 母				—	—	—	—	—				
	3 本 人				国・公・私			能・能外					
	4				国・公・私			能・能外					
	5				国・公・私			能・能外					
	6				国・公・私			能・能外					
	7				国・公・私			能・能外					
	8				国・公・私			能・能外					
	9				国・公・私			能・能外					
10				国・公・私			能・能外						

注① ※印の欄は、該当するものを○で囲むこと。

注② 「住所コード」欄は、別添「住所コード一覧」を参照し記入すること。

注③ 「学校名」欄は、「□□高等学校、△△専修学校（専門課程）」など正確に記入すること。

家族の生活状況及び奨学金を必要とする理由		
特 別 控 除 の 申 告 欄	障害のある人のいる世帯 (1級～3級)	障害等級【 種 級】(障害者手帳等の写しを添付) 知的障害【 】(療育手帳等の写しを添付)
	長 期 療 養 者 の い る 世 帯	病 名【 】 療養期間【 】 療養場所【 】 療養に要する年間支出額【 万円】 ・医師等の診断証明書(原本) ・長期療養による年間支出額(別紙様式5) 及び領収書の写しを添付
		【病状】
	主たる家計支持者が別居している世帯(単身赴任等)	別居の理由【 】 単身赴任等に要する年間支出額【 万円】 ・単身赴任等による年間支出額 (別紙様式6)及び領収書の写しを添付
	震災、風水害火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	被害の種類【 】 被害発生時期【 】 被害内容【 】 ・り災証明書の写し ・被害額を証明する書類を添付
特 記 事 項	※ 申請時において家計支持者が無職無収入の場合は、その理由及び期間等をここに記入した上で、「離職証明書」又は「無職無収入証明書」等を添付すること。	
貴財団の奨学生として採用の上、奨学金を貸与してくださるよう申請します。 平成 年 月 日 本 人 氏 名 (本人自署) 保 護 者 住 所 (保護者自署) 氏 名 公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿		

- 注④ 「障害のある人のいる世帯」における特別控除は、障害等級1級～3級の該当者が対象。
- 注⑤ 次の場合は、採用候補が取消しとなるので注意すること。
- ・ 放送大学、大学及び短期大学の通信教育学部、職業能力開発訓練校等文部科学省管轄外の学校、海外の大学等に進学した場合
 - ・ 採用候補となった奨学金の対象校種以外に入学した場合(例:「大学・短期大学」の地方創生枠又は一般枠の採用候補者となった者が、「専修学校(2年以上の専門課程)」へ入学した場合等)

大 学 等 入 学 時 奨 学 金 貸 与 申 請 書

※ 奨学金申込種別 ・ 1～3のいずれか1つに○をする。 ・ 併願を希望する場合は☑印をつける。 ・ 返還支援候補者募集への応募の有無について☑印をつける。		1 明治維新150周年記念特別枠（併願希望 □地方創生枠 ・ □一般枠） 2 地方創生枠（併願希望 □一般枠） 3 一般枠 ＊ 別に募集する「大学等奨学金返還支援候補者」への応募（□有 ・ □無） 〔注〕地方創生枠の応募者が、「大学等奨学金返還支援候補者」に認定された場合、地方創生枠では採用されません。（重複採用不可）									
学校名	※ 全・定・通				学 校 コード					学 科 名	
卒業年月	平成	年	月	※（卒業 ・ 卒業見込）		本人携帯電話		— —			
氏 名	フリガナ				※ 性 別	1 男	生 年 月 日	元号	年	月	日
						2 女		平成			
保 護 者 住 所	〒				(フリガナ)						
	住 所										
	アパート名 (マンション) 部屋番号					携帯電話	— —				
					固定電話	— —					
進 学 希 望 校	第 一 希 望				第 二 希 望						
					※ 国公立・私立				※ 国公立・私立		
	学部（群） 科（類） ※ 昼 ・ 夜				学部（群） 科（類） ※ 昼 ・ 夜						
大学等入学から卒業までの正規の修学期間					平成30年 4月から平成 年 3月まで（ 年間）						
同一生計の家族状況（別居者の番号を○で囲み、専修学校在学中の者については高等・専門課程の別を明記。）											
別居者に○	本人との続柄	氏 名	年齢	所得の種類	在 学 学 校			※ 生徒・学生 の通学 状況	現在受けている又は予約している奨学金の団体名		
					※ 設 置 別	学 校 名	学 年				
1	父				—	—	—	—	—		
2	母				—	—	—	—	—		
3	本 人				国・公・私			能・能外			
4					国・公・私			能・能外			
5					国・公・私			能・能外			
6					国・公・私			能・能外			
7					国・公・私			能・能外			
8					国・公・私			能・能外			
9					国・公・私			能・能外			
10					国・公・私			能・能外			

注① ※印の欄は、該当するものを○で囲むこと。

注② 「住所コード」欄は、別添「住所コード一覧」を参照し記入すること。

注③ 「学校名」欄は、「□□高等学校、△△専修学校（専門課程）」など正確に記入すること。

大学等進学志望理由書【明治維新150周年記念特別枠】

※欄は記入しない→

※

在籍又は 出身校名	高等学校		科	氏 名		
志望順位	設置種別	大学等名	学部等名	学科等名	専攻・コース等名	
1	(国・公・私)立					
2	(国・公・私)立					
① 将来どのような分野で活躍し、社会に貢献したいと考えているか、具体的に記入しなさい。また、そのためにこれまで取り組んでいることがあれば記入しなさい。 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----						
② 自らの課題を明らかにしながら、将来、自己実現のために今後取り組みたいことや身につけたい能力や技術などについて記入しなさい。 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----						
③ 上記大学等への進学を志望する理由を記入しなさい。また、どのような学生生活を送りたいと考えているか記入しなさい。 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----						

(記入場の注意) 抽象的表現を避け、実際の活動内容などより具体的にかつ簡潔に書きなさい。

大学等入学時奨学金【明治維新150周年記念特別枠】推薦書

※欄は記入しない→

※

(国・公・私)立	高等学校	科	コース・専攻	平成	年	月	日(卒業・卒業見込)
ふりがな 氏 名	(男・女)			平成	年	月	日生
上記の生徒は、下記のとおり極めて優れており、大学等入学時奨学金【明治維新150周年記念特別枠】への応募に最適の人物であるので責任を持って推薦いたします。 平成 年 月 日 記載責任者氏名 _____ ㊞ 校 長 氏 名 _____ 印 公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿							
【人 物】							

【学 力】							

【特筆すべき資質・能力】(証明する添付資料等の名称)							

【総合所見】(これまでの活動実績及び将来性等)							

(注) 抽象的表現を避け、活動実績等を踏まえ、より具体的にかつ簡潔に記入してください。

借 用 証 書

一金	8	0	0	0	0	円
----	---	---	---	---	---	---

租税特別措置法第91条の2
第1項及び第2項の規定に
より、収入印紙の貼付不要

私は、貴財団から、上記金額を借用いたします。ついては貴財団大学等入学時奨学金貸付金等を守り、別記奨学金返還明細書のとおり、滞りなく返還いたします。在学証明書を提出した後は、定められた期限までに在学証明書を提出いたします。在学証明書を提出した場合は、送金を受けた奨学金種別の対象校種以外に、貴財団が指定した返還先（学校）に返還することをお願いいたします。書面に記載した返還期限の到来前において、貴財団の指定した日までに、返還未済額の全部を一括返還することを請求されたり、強制執行の手続をとられたりしても督促されず、異議はありません。また、貴財団が奨学金の貸与及び返還業務等のために必要がある場合は、他の奨学金の貸与状況等や、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入などについて、官公庁、金融機関等の関係する団体に、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

平成 年 月 日

本人（自署）
現住所 氏名

第一連帯保証人（自署）
現住所 氏名

第二連帯保証人（自署）
現住所 氏名

(以下は未成年者のみ記入のこと)

親権者（父又は母）
現住所 氏名

後見人（親権者がいない場合）
現住所 氏名

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

(1) 本人、第一連帯保証人、第二連帯保証人、親権者及び後見人は、必ず各自が署名し、各自の印鑑を押印すること。

また、第一連帯保証人及び第二連帯保証人の印鑑は実印とし、いずれも印鑑登録証明書を添付すること。

(2) 第一連帯保証人は、原則として保護者（親権者）とする。いない場合は、兄弟又はこれにかわる者

第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、保証能力のある成年者とし、第二連帯保証人は、第一連帯保証人とは別生計の者とする。自己破産者（免責になった者も含む。）は不可

奨 学 金 返 還 明 細 書

学 校 番 号	学 校 名	学 校 名	採用候補者番号(奨学生番号)	生 年 月 日	年 月	日 生
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
返 還 総 額	一金 800,000 円也	返 還 方 法	返 還 方 法	月 賦 返 還 額	6,700 円	時 毎 月
月 賦 返 還 回 数	120 回	返 還 方 法	返 還 方 法	最 後 月 賦 返 還 額	2,700 円	期 25 日

本 人	本 籍	現住所	電 話	電 話
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
入学後の郵便物送付先	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名

第一連帯保証人（自署）	続 柄	生 年 月 日	電 話	電 話
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
職業	職業	職業	職業	職業

第二連帯保証人（自署）	続 柄	生 年 月 日	電 話	電 話
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
職業	職業	職業	職業	職業

備 考	備 考	備 考	備 考	備 考
備 考	備 考	備 考	備 考	備 考
備 考	備 考	備 考	備 考	備 考

この借用証書の提出後に、記載した事項や、財団へ届け出た事項に異動・変更が生じた場合は、必ず財団へ届け出て下さい。

* 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

長期療養による年間支出額

申請者氏名 _____ ⑩
(申請する生徒の氏名を記入)

療養者氏名 _____ ⑩
(療養費がかかった人の氏名を記入)

申請者との続柄 _____

(単位：円)

年月 \ 費目					月 計
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年間支出額					
	円	円	円	円	円

- ◆ 表上段に「診療代・医薬品代」の費用項目を記入し、療養に要した領収書を添付し、年間支出額を計算してください。
- ◆ 申請時過去1年間のものについて記入してください。
- ◆ 記入した内容に対応する領収書のコピーが添付されていなければ、医療支出に係る特別控除は受けられません。
- ◆ 提出していただいた書類は返却しませんので、後日原本が必要となるものは、必ずコピーを提出してください。

* 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

領 收 書 貼 付 欄

単身赴任等に伴う年間支出額

主として家計を支えている人(原則、父又は母)が、単身赴任等で別居していて、その生活費用の自己負担額(実費)がある場合に、申告することができます。会社負担等があり、実費で支払っている項目がない場合は対象外です。

申告する際は、下表に内訳を記入のうえ、裏面又は別紙に領収書のコピーを貼付してください。

申請者氏名 ㊞

単身赴任者氏名 ㊞

申請者との続柄

単身赴任者住所

- ◆ 下表に内訳を記入の上、直近4か月分の領収書のコピーを添付し、提出してください。
- ◆ 単なる別居(両親の不仲等によるもの)は、申告の対象となりません。
- ◆ 記入した内容に対応する領収書のコピーが添付されていない場合は、単身赴任の特別控除は受けられません。
- ◆ 添付する領収書には、支払者の氏名が記載されていなければなりません。
- ◆ 通帳のコピーのみでは、領収書と認められません。
領収書の代わりとして通帳を提出する際は、請求書・契約書等のコピー(単身赴任に係る費用であることがわかるもの)も併せて添付してください。
- ◆ 食費、交通費、電話代、駐車場代、引っ越し代等は、特別控除の対象となりません。これらが領収書の金額に含まれている場合は、差し引いて下表に記入してください。
- ◆ 領収書に記載されている金額に、会社等が負担している場合など、自己負担以外の金額が含まれている場合は、これを除いた実費額を下表に記入してください。領収証のコピーには、その負担額の内訳がわかるよう余白に明記してください。
- ◆ 提出していただいた書類は返却しませんので、後日原本が必要となるものは、必ずコピーを提出してください。

領収書の支払月	電気	領収書の支払月	ガス	領収書の支払月	水道	領収書の支払月	住居
年 月		年 月		年 月		年 月	
年 月		年 月		年 月		年 月	
年 月		年 月		年 月		年 月	
年 月		年 月		年 月		年 月	
4か月分の合計		4か月分の合計		4か月分の合計		4か月分の合計	
年額換算額 4か月分の合計×3		年額換算額 4か月分の合計×3		年額換算額 4か月分の合計×3		年額換算額 4か月分の合計×3	
	円		円		円		円

↓ 4つを合計する

年額換算額合計	円
---------	---

* 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

領 收 書 貼 付 欄

調查書

※ 全体の評定平均値は、全履修教科・科目5段階評定の平均値を記入すること。
※ 学校作成の様式でも可

B 特 別 記 活 録 動	第 1 学 年		第 2 学 年		第 3 学 年	
C 出 欠 の 記 録	区分 学年		出席しなければ ならない日数	欠 席 日 数	欠 席 の 主 な 理 由	
	1 年					
	2 年					
	3 年 (現在まで)					
	その他の参考事項					
D そ の 他						
特殊な能力を有する 者についての所見						
入 選 表 彰 な ど の 記 録						
生 活 の 状 況						
そ の 他 参 考 と な る 事 項						
E 総 合 所 見						
記載責任者職氏名 ㊟						
この調査書は事実に相違ないことを証明する。 平成 年 月 日 高等学校名 学 校 長 名 印						

※ 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

学校コード一覧

県立高校

学校名	学校コード	学校名	学校コード	学校名	学校コード
鶴丸高校	320013	川内商工高校	320242	鹿屋工業高校	320552
甲南高校	320021	川薩清修館高校	320870	垂水高校	320561
鹿児島中央高校	320030	薩摩中央高校	320846	南大隅高校	320579
錦江湾高校	320048	鶴翔高校	320838	種子島高校	320854
武岡台高校	320811	野田女子高校	320323	種子島中央高校	320897
開陽高校 全日制	320820	出水高校	320340	屋久島高校	320641
明桜館高校	320951	出水工業高校	320358	大島高校	320650
松陽高校	320790	大口高校	320366	奄美高校	320676
鹿児島東高校	320056	伊佐農林高校	320374	大島北高校	320684
鹿児島工業高校	320064	霧島高校	320889	古仁屋高校	320692
鹿児島南高校	320072	蒲生高校	320404	喜界高校	320706
指宿高校	320081	加治木高校	320412	徳之島高校	320862
山川高校	320099	加治木工業高校	320421	沖永良部高校	320731
頤娃高校	320102	隼人工業高校	320439	与論高校	320749
枕崎高校	320111	国分高校	320447		
鹿児島水産高校	320129	福山高校	320455		
加世田高校	320145	曾於高校	320960		
加世田常潤高校	320153	財部高校	320463		
川辺高校	320161	末吉高校	320471		
薩南工業高校	320188	岩川高校	320480		
吹上高校	320196	志布志高校	320498		
伊集院高校	320200	串良商業高校	320510		
市来農芸高校	320218	高山高校	320528		
串木野高校	320226	鹿屋高校	320536		
川内高校	320234	鹿屋農業高校	320544		

市立高校

学校名	学校コード
鹿児島玉龍高校	340511
鹿児島商業高校	340529
鹿児島女子高校	340537
指宿商業高校	340545
出水商業高校	340553
国分中央高校	340561
鹿屋女子高校	340570

定時制

学校名	学校コード
開陽高校 定時制	330130
奄美高校 定時制	330124

通信制

学校名	学校コード
開陽高校 通信制	350028
クラーク記念国際高等学校	350567
勇志国際高校 通信制	350613
ヒューマンキャンパス高等学校	350630
神村学園高等部 通信制	350648
鹿児島実業高校 通信制	370240
鹿島学園高校 通信制	370568

県外

学校名	学校コード
都城聖ドミニコ学園高校	385010
都城商業高校	385018
都城高校	385034
都城西高校	385042
都城東高校	385051
小林西高校	385077
日南学園高校	385085
日向学院高校	385735
都城看護専門学校高等課程	385883
宮崎看護専門学校医療高等課程	385905
秀岳館高校	385972

特別支援学校(高等部)

学校名	学校コード
鹿児島盲学校	360015
鹿児島聾学校	360023
武岡台養護学校	360112
鹿児島養護学校	360031
鹿児島高等特別支援学校	360171
指宿養護学校	360066
南薩養護学校	360139
串木野養護学校	360058
出水養護学校	360163
加治木養護学校	360074
牧之原養護学校	360147
鹿屋養護学校	360091
中種子養護学校	360082
大島養護学校	360104
鹿児島大学教育学部附属特別支援学校	512541

高等専門学校

学校名	学校コード
鹿児島工業高等専門学校	390011
都城工業高等専門学校	390020
熊本高等専門学校	390046
熊本工業高等専門学校八代キャンパス	390143

私立高校

学校名	学校コード
樟南高校	370029
鹿児島純心女子高校	370070
鹿児島実業高校	370011
ラ・サール高校	370096
鹿児島高校	370061
鹿児島城西高校	370045
鹿児島情報高校	370088
鳳凰高校	370118
神村学園高等部	370126
れいめい高校	370134
出水中央高校	370151
大口明光学園	370169
鹿屋中央高校	370185
龍桜高校	370550
尚志館高校	370207
樟南第二高校	370037
鹿児島第一高校	370177
志學館高等部	370215
池田高校	370223
鹿児島育英館高校	370231
鹿児島修学館高校	370258

専修学校(高等課程)

学校名	学校コード
今村学園ライセンスアカデミー	370266
鹿児島県理容美容専門学校	370320
川内市医師会立川内看護専門学校	370290

住所コード一覧

市町村名	住所コード
鹿児島市	46201
鹿屋市	46203
枕崎市	46204
いちき串木野市	46218
阿久根市	46206
奄美市	46222
出水市	46208
伊佐市	46224
指宿市	46210
南さつま市	46219
霧島市	46220
西之表市	46213
垂水市	46214
薩摩川内市	46215
日置市	46216
曾於市	46217

市町村名	住所コード
志布志市	46221
南九州市	46223
姶良市	46225
鹿児島郡三島村	46303
鹿児島郡十島村	46304
薩摩郡さつま町	46392
出水郡長島町	46404
姶良郡湧水町	46452
曾於郡大崎町	46468
肝属郡東串良町	46482
肝属郡錦江町	46490
肝属郡南大隅町	46491
肝属郡肝付町	46492
熊毛郡中種子町	46501
熊毛郡南種子町	46502
熊毛郡屋久島町	46505

市町村名	住所コード
大島郡大和村	46523
大島郡宇検村	46524
大島郡瀬戸内町	46525
大島郡龍郷町	46527
大島郡喜界町	46529
大島郡徳之島町	46530
大島郡天城町	46531
大島郡伊仙町	46532
大島郡和泊町	46533
大島郡知名町	46534
大島郡与論町	46535